

公益財団法人日本学生航空連盟理事及び 事務局長の職務権限規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟（以下「この法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(会 長)

第4条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- ①代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- ②理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- ③評議員会を招集すること。
- ④毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第5条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- ①会長を補佐し、会長が定める担当業務を分掌し、執行する。
- ②毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- ③会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合の理事会の招集、及び議長としてこれを主宰すること。
- ④会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合の評議員会を招集する。

(細 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟の登記の日から施行する。

(別表) 理事の職務(業務執行) 権限

決 裁 事 項		
主な項目	会 長	専 務 理 事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	○
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	○
人事及び給与制度の立案に関する事		○
出張に関する事		○
契約(書面による)の締結	○	
契約(書面による)金額の範囲内の支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出(旅費交通費等)		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出(会計処理規程の範囲内)	○	○
セミナー等事業の実施に関する事		○
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事		○
福利厚生に関する事		○
金融機関を指定すること	○	
寄附に関する事		○
訴訟に関する事	○	
外部に対する文書発簡(重要なもの)	○	
外部に対する文書発簡(それ以外)		○

*その他、金銭的な決裁範囲については「日本学生航空連盟会計処理規程」に基づく

*事務局長の職務権限については①出張に関する事②渉外に関する事③福利厚生に関する事④緊急を要する事務で重要でないもの⑤外部に対する文書発簡(重要なもの以外)⑥その他「会計処理規定」に規定されている決裁事項に関する事